

## 防災備蓄庫整備事業仕様書

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業名

防災備蓄庫整備事業

#### (2) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月10日まで

#### (3) 業務の目的

本業務は、当該敷地の既存施設（旧職員住宅）の解体、新設する防災備蓄庫の設計及び施工を一括で進めることで、設計と施工を同一事業者が発注することで、工期短縮、建設コストの透明化を図り、円滑かつ計画的に進めていくために実施する

### 2. 事業の実施

- (1) 本事業は、町の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を適切に配置しながら本仕様書に基づき実施すること
- (2) 本事業の優先交渉権者となり、設計業務等の契約を締結した者（以下「事業者」という。）は、町の支援者としての立場に立ち、町の利益を守ることを最大の任務と捉え本事業を実施するとともに、契約期間中、町との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること
- (3) 事業者は、本事業の実施に当たり関係法令及び条例を遵守すること
- (4) 事業者は、業務の進捗に関して、町に対して定期的に報告を行うこと
- (5) 疑義が生じた場合には、速やかに町と協議を行い、指示を仰ぐこと

### 3. 事業計画書の提出

- (1) 事業者は、契約締結後14日以内に事業計画書を作成の上、町に提出し承認を受けること
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること
  - ① 事業概要
  - ② 実施方針
  - ③ 事業工程
  - ④ 事業実施体制及び組織計画（組織図）  
（管理技術者及び担当技術者の名簿・経歴、業務分担表を含む）
  - ⑤ その他町が必要とする事項
- (3) (2) に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに町に文書で提出し、承認を受けること

### 4. 打合せ及び議事録

事業を適正かつ円滑に実施するため、町と事業者は打合せを行い、事業内容の確認等を行うものとする。その内容については事業者がその都度記録し、町に事前確認した上で、議事録として整理するものとする。

## 5. 資料の借用及び返却

- (1) 本事業を進めるに当たり必要となる資料については、町より借用に係る申請を提出した後、町から貸与する
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取扱うものとし、内容を公表又は複製等してはならない
- (3) 貸与された資料は、本事業が終了したときは、速やかに町に返却すること

## 6. その他留意事項

- (1) 事業者は、町が要請する場合のほか、必要に応じて、事業遂行のための適切な調整及び検討を行うこと
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、町及び事業者双方協議の上、定めるものとする
- (3) 事業者は、本仕様書に記載された業務に着手するにあたり、プロポーザル時に事業者が提案した内容を原則として反映し、町と事業者とで協議の上、詳細な事業内容を決定するものとする
- (4) 成果物の著作権及び所有権は、全て町の所有に属するものとし、町の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 町が提供する情報・資料等については、町の許可なく第三者に流布してはならない

## 7. 事業の内容

### (1) 防災備蓄庫実施設計委託業務

町が示す仕様に基づき、当該施設の実実施設計を行うが、設計と施工を一括して発注している目的を十分に理解し、工期の短縮やコストの縮減が図られるように建設工事の施工者と調整を測ること

### (2) 防災備蓄庫解体工事

実施設計業務の目的がたち、全体の事業計画が決定した段階で、解体工事に着手することができるので、建設工事に支障がないように工事を進めること

### (3) 防災備蓄庫新築工事

実施設計を了し、町と協議し設計内容を決定し、必要となる諸手続き（建築確認申請など）が済んだら、建設工事に着手すること

契約金額が5千万円を超える場合は、町議会の議決が必要になるため、注意すること

### (4) 防災備蓄庫の仕様（設計と条件）

- ① 構造・規模 鉄骨造平屋建て・195 m<sup>2</sup>程度（構造は以下の仕様を満たせば変更可能）
- ② 建物仕様 次表の防災車両が格納できること  
組み立てトイレ及びテント10張程度が収納できるスペースを確保すること
- ③ 内外仕上げ 特に指定はなく、主に防災車両を格納する機能となるので、断熱も不要
- ④ 設備仕様 電気設備（照明のほか、関係法令で必要となる設備）
- ⑤ その他 防災車両格納の出入口は軽量シャッターを設けること

車両名	規格	備考
除雪ドーザ5t級	長さ556(587)cm、幅204(250)cm、高さ260cm	旭川030す・907
2tトラック	長さ598cm、幅193cm、高さ215cm	旭川130つ2025
アルファード	長さ494cm、幅185cm、高さ195cm	旭川300ひ7901

プリウス	長さ 400cm、幅 178cm、高さ 143cm	旭川 300 む 2971
電気自動車	長さ 456cm、幅 175cm、高さ 185cm	旭川 100 す 8130

## 8. 指示監督

- (1) 事業は、本事業の遂行にあたっては契約書、仕様書、その他町の指示に従うとともに、常に町と密接なる連絡を取りながら作業を実施しなければならない。

## 9. 資料の貸与

- (1) 町は事業の履行に当たり、必要に応じて、保有する資料を提供・貸与するものとする。  
(2) 事業者は、町が貸与する資料等を受託者の責任において管理しその取扱いには十分注意するものとし、事業終了後は速やかに返却するものとする。

## 10. 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た内容、情報等を他に漏らしてはならない。

## 11. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのないときは、町と事業者とで協議し決定するものとする。

## 12. 成果品

成果品については全て電子での提出として、内容は以下のとおりとする。

成果品	備考
(1) 事業計画書	PDF 形式※
(2) 実施設計 設計図一式 工事費積算内訳書一式 建築確認申請書一式（確認済証、検査済証とも）	PDF 形式※
(3) 解体工事 施工計画書一式 作業日報 マニフェスト（発注者保管書類のみ）	PDF 形式※
(4) 建設工事 施工計画書一式 完成図一式 工事費内訳書一式	PDF 形式※

作業日報 材料検査簿（鉄筋、コンクリート、鉄骨など） 品質証明書（鉄筋、コンクリート、鉄骨など）	
--	--

※表計算ソフトやCADを使ったものは元データも提出すること